(*)厚生労働省

鹿児島労働局

Press Release

鹿児島労働基準監督署発表 令和 7 年 11 月 28 日(金)

報道関係者 各位

令和7年11月28日 【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○ 副 署 長 壷屋 明第一方面主任監督官 井手口 真人(電 話)099-803-9641

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

~ 小型車両系建設機械の特別教育を実施していなかった疑い~

鹿児島労働基準監督署(署長 池濱 輝生)は、本日、有限会社小磯製茶及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年11月27日、南九州市頴娃町において、労働者を小型車両系建設機械であるトラクター・ショベルの運転の業務に就かせるに当たり、その運転業務に関する安全のための特別教育を行わなかった疑い。

1 被疑者

(1) 有限会社小磯製茶

所在地:鹿児島県南九州市頴娃町

事業内容:製茶業

(2) 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者有限会社小磯製茶、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反 同法第59条第3項(労働者の就業に当たっての措置等) 労働安全衛生規則第36条第9号(特別教育を必要とする業務) 同規則第39条(特別教育の細目)

安全衛生特別教育規程第 11 条

同法第 119 条第 1号 (罰則)

労働安全衛生法第 122 条(両罰規定)

3 災害の概要

令和6年11月27日、被疑会社の労働者Bがトラクター・ショベルを運転して南九州市頴娃町地内の田畑に向かっていたところ、作業道から脱輪し、他者所有の田畑内にトラクター・ショベルとともに転落して、トラクター・ショベルと地面との間に挟まれたものです。

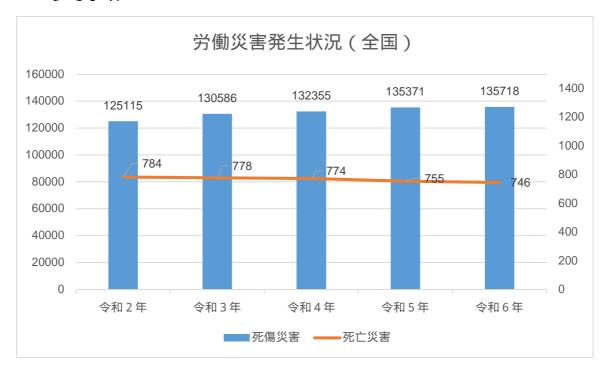
なお、小型車両系建設機械とは、機体重量 3 トン未満の建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもので、トラクター・ショベルやドラグ・ショベル等があります。また、トラクター・ショベルは履帯式のものまたはタイヤ式で全四輪駆動のものです。

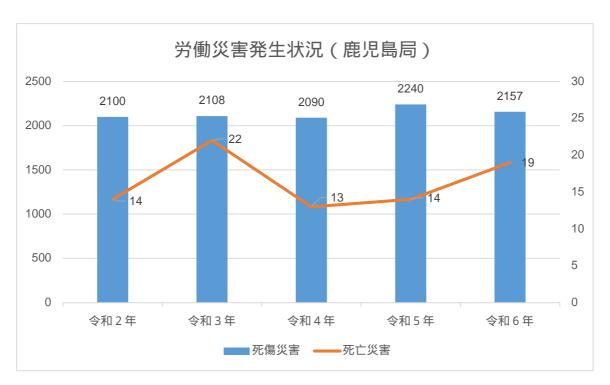
4 被疑内容

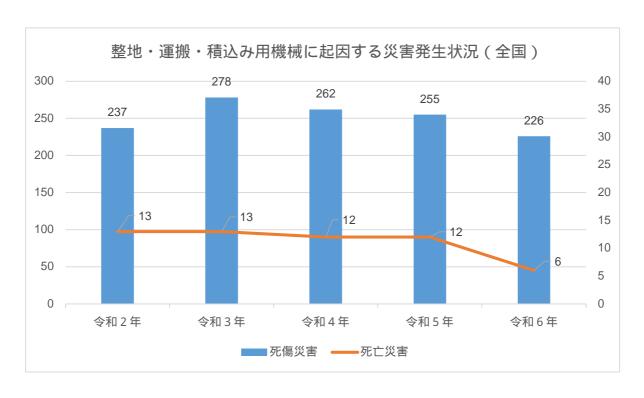
労働安全衛生法では、小型車両系建設機械の運転の業務など危険・有害業務に労働者を就かせるときは、法令に定める特別教育を行うよう義務付けられています。

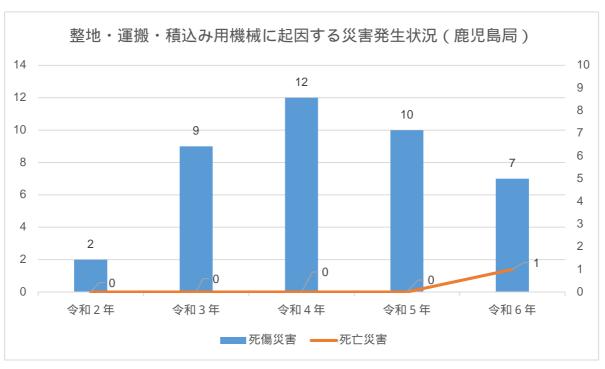
災害発生当時、被疑者Aは、労働者Bを小型車両系建設機械であるトラクター・ショベルの運転業務に就かせるにあたり、小型車両系建設機械運転特別教育を行っていなかった疑いがあるものです。

5 参考事項









【参照条文】

- 〇労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)
- 第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

(第2項略)

- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、<u>厚生労働省令</u>で定めるものに労働者をつかせるときは、<u>厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全</u>又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。
- 第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下 の罰金に処する。
 - 一 (前略)<u>第五十九条第三項</u>(中略)の規定に違反した者(第2号~第4号 略)
- 第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、<u>第百十九条</u>又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- ○労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)

別表第七 建設機械(第十条、第十三条、第二十条関係)

- 一 整地・運搬・積込み用機械
 - (1・2 略)
- 3 トラクター・シヨベル
- ○労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)
- 第三十六条 <u>法第五十九条第三項</u>の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次の とおりとする。

(第1号~第8号 略)

九 機体重量が三トン未満の<u>令別表第七第一号</u>、(中略)に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

(第9の2号~第41号 略)

第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、<u>第三十六条第一号</u> (中略)まで(中略)に掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、 厚生労働大臣が定める。

○安全衛生特別教育規程

- 第十一条 <u>安衛則第三十六条第九号に掲げる業務のうち令別表第七第一号</u>又は第二号に掲げる機械の運転の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。
 - 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に 掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
小型車両系建設機械	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び	三時間
(整地・運搬・積込み用	掘削用)(安衛則第三十六条第九号の機械のうち	
及び掘削用)の走行に	令別表第七第一号又は第二号に掲げる機械をい	
関する装置の構造及	う。以下同じ。)の原動機、動力伝達装置、走行	
び取扱いの方法に関	装置、操従装置、ブレーキ、電気装置、警報装置	
する知識	及び走行に関する附属装置の構造及び取扱い方	
	法	
小型車両系建設機械	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び	二時間
(整地・運搬・積込み用	掘削用)の種類及び用途 小型車両系建設機械(整	
及び掘削用)の作業に	地・運搬・積込み用及び掘削用)の作業装置及び	
関する装置の構造、取	作業に関する附属装置の構造及び取扱い方法 小	
扱い及び作業方法に	型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘	
関する知識	削用)による一般的作業方法	
小型車両系建設機械	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び	一時間
(整地・運搬・積込み用	掘削用)の運転に必要な力学及び土質工学 土木	
及び掘削用)の運転に	施工の方法	
必要な一般的事項に		
関する知識		
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
小型車両系建設機械(整地·運	基本操作 定められたコースによる基本	四時間
搬・積込み用及び掘削用)の走	走行及び応用走行	
行の操作		
小型車両系建設機械(整地·運	基本操作 定められた方法による基本施	二時間
搬・積込み用及び掘作削用)の	工及び応用施工	
作業のための装置の操作		